

Title	アジア地域における労使関係の現状：労使関係研究協会および日本労働協会主催，1979年「アジア地域労使関係会議」(第8回)に出席して
Sub Title	The present condition of industrial relations in Asian area
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1979
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.72, No.3 (1979. 6) ,p.385(113)- 393(121)
JaLC DOI	10.14991/001.19790601-0113
Abstract	
Notes	学界展望
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19790601-0113">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19790601-0113</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アジア地域における

労使関係の現状

——労使関係研究協会および日本労働協会主催、1979年「アジア地域労使関係会議」(第8回)に出席して——

飯 田 鼎

(1)

東南アジアはいま大きな歴史的転換点に立っているように思われる。わずか5年前、あのヴェトナム戦争が熾烈な焰をあげて闘っていた時代には、到底想像もつかないような共産主義国家間の争いが、それぞれその国民的利益を秘めて次第に武力衝突と化し、相互に非難の応酬をくり返している。このような現在の共産主義国間の争いが、果してどのような意味をもつものであるかは、長い歴史のパースペクティブのなかではじめて明らかにされるべき事柄であろう。

しかしながらアジア諸国におけるさまざまな社会的矛盾の激化は、必ずしも共産主義圏といわれるヴェトナム、カンボジアおよびラオスなどのいわゆるインドシナ三国に限られているわけではなく、その他の「自由主義圏」の国々においても、それらは何らかの形で現われつつある。たとえば、戒厳令下にあるフィリピン、独裁的政権の支配するインドネシアなどがその深刻さの点で代表的なものとしてあげられる。それらの深刻な政治状況を背景に、これらの地域にも、いわゆる発展途上国に特有なさまざまな問題が出現する過程で、労使関係がそれぞれの国の特殊条件に支えられながら現われつつある。1979年の労使関係国際会議は、以上のようにはげしく揺れ動くアジアの情勢を背景に、次のようなきわめて魅力的な三つの主題を中心として、3月13日から16日までの4日間、大手町の経団連会館においてきわめて活潑に且つ精力的に展開された。

第1テーマ 社会的緊張と労使関係 (Social Tensions and Industrial Relations).

報告者および報告題目

ジェームズ・スコヴィル (James Scoville) ——  
イリノイ大学労働および労使関係研究所教授——  
「社会的緊張、労働市場状況および産業上の衝突」  
(Social Tensions, Labour Market Conditions  
and Industrial Conflict)

鳥居泰彦——慶應義塾大学経済学部教授——「ア  
ジア諸国における工業化と社会経済的緊張 (In-  
dustrialization and Socio-Economic Tensions in  
Asian Countries)

エルサ・P・フラド (Elsa P. Jurado) ——フィリッ  
ピン大学政治学助教授——「社会的緊張と工業化  
——若干の産業におけるフィリピン労働者の雇  
用状況の考察」(Social Tensions and Industrial-  
ization: Observations of the Conditions of Em-  
ployment of Filipino Workers in Some Indust-  
ries)

ジョセフ・イングランド (Joseph England) ——  
ウォーリック大学社会科学研究委員会労使関係研  
究部——「香港における労働組合運動と労働争議  
——解說的枠組み」(Trade Unionism and Indus-  
trial Disputes in Hong Kong: An Explanatory  
Framework)

第2テーマ 産業上の衝突と解決 (Industrial Conflict and Resolution)

ジョセフ・アイザック (Joseph Isaac) ——オース  
トラリア調停および仲裁委員会会長——「産業  
上の衝突と解決——オーストラリアの経験から」  
(Industrial Conflict and Resolution: The Aust-  
ralian Experience)

スパチャイ・マヌスファイプール (Supachai  
Manusphaihoon) ——タイ国チュラロンコン大  
学助教授——「労働争議と解決」(Industrial Con-  
flict and Resolution)

エリ阿斯・T・ラモス (Elias T. Ramos) ——ハ  
ワイ大学事業管理学部経営および労使関係部門助  
教授——「フィリピンにおける産業平和への要  
求」(The Quest for Industrial Peace in the  
Philippines)

第3テーマ 社会経済的發展上の労働者の経路参加  
(Worker Participation in Socio-Economic Develop-  
ment)

ヨハネス・シュレグレ (Jahannes Schregle) —  
ILO 労使関係および労働管理部主任—「アジア諸国の社会経済的発展における労働者の経営参加」

Hajime Inoue—全織同盟書記長—「社会経済的発展における労働者の経営参加」

アルバート・ウィディアヤ (Albert Widjaya) —  
インドネシア大学経済社会研究所研究員—  
「インドネシアの社会経済的発展における労働者の経営参加」(Worker Participation in the Indonesian Socio-Economic Development)

Takeshi Inagami—法政大学—「日本における社会経済的発展と労働者の参加」(Socio-Economic Development and Worker Participation in Japan).

この会議は、3月13日、午前10時から隅谷三喜男信州大学教授を議長として開会され、中山伊知郎日本労働協会会長の歓迎の挨拶および来賓の挨拶につづいて、会議運営の手続きについての議長の提案と各セッションの副議長の選任が行われた。

筆者はこの会議全体の模様について読者に詳細な報告を行うことを任とするものではない。筆者にとってもっとも印象深かったいくつかの報告の要旨およびその論点を紹介することを通じ、アジア諸国(といってもヴェトナム、カンボジアおよびラオスは除く)における労働問題および労使関係の一断面について読者の注意を喚起したいと考える。率直に言って、この会議以前に前もって配布されていた報告レジュメは、その内容がきわめて多岐に亘り、一報告あたり英文10~20ページのかかなり詳細なものであり、十分に吟味する余裕をもつことができなかった。報告者ひとりひとりが、それぞれの国の直面する諸問題を出席者に訴えるという感を深くした。出席者のひとりとして筆者は、アジア地域はもちろん、ヨーロッパおよびアメリカから参加された報告者の訴えを、十分に理解しないままに放置するよりも、現在、アジア地域の労働問題において、何が問題であるかいくらかでも把握できればと思い、紹介させていただくものである。

いうまでもなく、今回の労使関係会議においては、3つのサブ・テーマに代表される「社会的緊張」、「労働争議」および「経営参加」は、いずれの国においても重要な問題となりつつあるが、とりわけ、アジア諸

国において、これらが相互にどのような関係にあるかが問われているように思われた。私は出席者のひとりとして、この会議全体に生々しくみなぎっているアジア地域における緊張の雰囲気をつくつかの報告の内容を通じて、読者に伝達したいと思うのである。

まずイリノイ大学、労働および労使関係研究所教授、スコーヴィル氏の報告は、『過渡期の国際労働運動』(The International Labour Movement in Transition, Univ. of Illinois Press, 1973)と題するスタムゾル(Adolf Sturmthal)との共著の結論をもってその報告の出発点としている。すなわち、「(1)労働運動の戦術および構造の形づくる社会環境は、政治的領域のなかに見出される。(2)もし政治的な前提条件(precondition)が何とか適格的であるならば、労働市場における需要と供給についての長期的な一般均衡が、発展すべき〔自由な団体交渉〕の制度および過程にとって、必要な(充分ではないにしても)条件であると思われる。」<sup>(1)</sup> こうした二つの前提から出発して、彼は、労働市場の条件として、(a)長期の周期的な過剰(long-run chronic surplus)、(b)労働力不足、あるいは(c)国家干渉をあげている。

一般論として、労使関係の発展は、その前提としての労働組合や労使関係制度の発展が予定されるが、同時にストライキに影響をあたえるものとしての失業率の高さや賃金率の変化および実質賃金の変動をあげている反面、石油ショック以来、労使関係に深刻な影響をあたえたものとして長期的停滞、そしてとりわけアジア地域においては、革命的变化の源泉ともいべき中国革命、中華人民共和国の出現による影響を重視しているのが印象的である。この点は、後に行われたジョセフ・イングランド(Joseph England)氏の報告とも関連する。

発展途上国における社会的緊張をたかめ、労働争議を頻発させる所得の不平等と高い失業率の結果として、非公式な労働争議、たとえば、「就業規則や職場秩序あるいは待遇の問題」(rules, orders, or manner of treatment)をめぐって、労働者個人あるいは複数の労働者と管理者(supervisor)ないしは管理者団との間に摩擦が起り、これらが全体としての産業上の不安の原因をなしているという。<sup>(2)</sup>

アジア地域という場合、通例、以下の3つのグループに分類するのが普通である。(1)工業化が最も進んで

注(1) James G. Scoville, Social Tensions, Labor Market Conditions and Industrial Conflicts, p. 1

(2) Ibid., pp. 3~4.

## アジア地域における労使関係の現状

いる日本、香港およびシンガポール、(2)急速な工業化を推進しつつある国々、中国、南北朝鮮、タイ、(3)工業化を目指しつつある農業国のグループ、インドシナ三国(ヴェトナム、ラオス、カンボジア)、フィリッピン、インドネシア、インド、ビルマ、パキスタン、スリランカ等の諸国である。ここで問題とされるのは、共産圏を除く国々であるが、アジア諸国全体として共通に困難な問題をはらむとともに、この3つのグループそれぞれに独自の政治的・経済的情況をもち困難な課題の解決を迫られている。スコウビルは、以上、3つの段階にわけられるアジア諸国をさらに「発展途上国」と「より発展した国々」(more developed countries)にわけ、後者においては、労働市場の状態が景気変動を伴って、労働争議の程度にも何ら影響をあたえないという状況から、労働者の要求は、政治的・社会的制度の変革へと進むとして、報告者はこの仮説をアジア地域の五ヶ国すなわち、香港、日本、韓国、シンガポールおよびタイ国において1970~76年の時期をつぎのように検証する。

**香港** 石油危機の年、1973年を頂点とするこの時期は、前年期は強い労働力需要が支配的であり、後半は労働力供給の拡大が、1976年に至って頂点に達し、ストライキの発生およびその継続期間は、この73年から76年にかけて、前年よりいちじるしかったにもかかわらず、ストライキ件数の上昇傾向が続かなかつたとしている。結論的に、ストライキの長さは、労働力需要のはげしかった数年に低下する傾向を示し、これにつづく3年間の労働市場のゆるやかな状態の下では上昇傾向を示したという<sup>(3)</sup>。いずれにしても香港においては、製造業における十分な労働力供給という条件に恵まれて、ストライキが社会的緊張と結びつくには至っていない。

**日本** 日本についても報告者は、考察の対象とした1970~76年の7年間の前半期、労働力需要の急速な増大に刺戟されたストライキの頻発、そして後年期におけるオイル・ショック<sup>(6)</sup>以後の急激な減少に注目しているが、ストライキの継続期間については、2つの時期とも差がないとしている<sup>(4)</sup>。この時期の「春季闘争」が、日本の社会的緊張とどういった関係に立つか明らかではなく、その意味で、1973年以後の労働争議の減少傾向

の解明には、報告者がスタームゾルと共同して作りあげたスタームゾル・スコウビル・モデルは修正した形でしか役立たないが、ただ報告者は顕著な労働市場の特徴として、1973年から76年までの間、労働市場において若年労働力の入職者の減少傾向がみられた点を指摘している点に注目しよう。

すなわち、15歳から19歳までの若年層の、入職者全体について占める割合は、男の子について25.2パーセントから19.2パーセントに、また20歳から24歳までの年齢層については79.5パーセントから74.9パーセントに減少し、また婦人については15歳から19歳までの年齢層について27.9パーセントから19.2パーセントとい<sup>(5)</sup>ちじるしい低落を示したのであった。これについて、報告者は、青年層の成田空港反対闘争および赤軍への参加を、考えられる主要な原因としてあげているが、これによって労働争議と社会的緊張とを結びつけるにはかなりの無理が伴い、これをもって労働関係と社会的緊張とを媒介させるとすれば、その論理はあまりにも粗雑だと私は思う。そうした政治的な要因よりは、現今の日本社会に特徴的ともいべき高学歴化の傾向に、このオイル・ショックを頂点とする数年間、拍車がかけられたのではないかと考える方が、より自然であろう。その問題について、いわば軍事的独裁政権の下にある韓国およびタイ国の場合において、社会的緊張の昂まりは、ストライキ行動を媒介として一層熾烈なものとなっているのとは、まさに対照的なのではないであろうか。

その意味では、この問題は、根底に計量経済学的手法をとりながら、アジア社会の特殊性についての社会的な視点からの分析を展開した鳥居泰彦氏の「アジア社会における工業化と社会経済関係」によってより深められたということが出来る。

報告者はまず、最近のアジア諸国における工業化のひきおこすもっとも重要な問題として、(1)工業化にもなって起る社会的緊張、(2)他の諸工業国との間の競争の激化、をあげ<sup>(6)</sup>、従来、経済学者はこうした新たに出現しつつある諸問題にたいしてその対処の仕方に習熟していないためと、これらの緊張や対立の類型が、今迄どこにもみられなかった政治的、軍事的、経済的、人種的あるいは宗教的な側面を伴ったため、これを等

注(3) Ibid., p. 7.

(4) Ibid., p. 8.

(5) Ibid., p. 8.

(6) Yasuhiko Torii, *Industrialization and Socio-Economic Tensions in Asian Countries*, pp. 2~3.

関視したことを強調しているのは印象的である。

この報告において特質すべき点は、鳥居氏が、「緊張」および「対立」(“tension” and “conflicts”)についてきわめて明快な説明をされていることである。すなわちまず第1に、個人であれ、グループ、階級、組織、産業あるいは国民であれ、「緊張」とは、ある目標にたいする「期待」(“expectation”)と「成果」(“achievement”)との間のギャップとして規定しているのは興味深い。そしてこれと関連して、「対立」(“conflict”)とは、潜在的な緊張が明白な対立となる飽和状態の限界点に至って生ずる不平、反対、抗争、暴力などであるという。このきわめて示唆的な規定に導かれて、報告者は、工業化の過程を、(1)「伝統的な社会」(Traditional Society), (2)「離陸のための準備期」(Preconditions for Take-off), (3)「離陸」(Take-off), (4)「成熟への衝動」(Drive to Maturity), (5)「高度大量消費の時代」(Age of High Mass Consumption)と規定するロストウ(W. W. Rostow)およびクズネッツ(Simon Kuznets), チナリー(H. B. Chenery), テーラー(L. Taylor)の所説に依拠しつつ、「工業化のドライブ」の段階から「成熟」にかけての現在のアジア諸国の工業化の段階を、主要な指導的産業について「中期工業」(“middle industries”)に一致するとし、やがてそれは、Cheneryのいうところの「後期産業」(“late industries”)にともなう高度大量生産への移行の時期として把握している。この場合、中期工業とは、ゴム化工、木材製造、電気機械、金属加工などを意味し、また後期産業とは、鉄鋼、化学工業、化学繊維、製紙および重化学工業が含まれるのであって、アジアの主要な国々は、つぎのような諸特徴をもつ状態に要約されうるといふ。

- (1) 経済構造の、伝統的な単一栽培から次第に、依然として伝統的な部門をもちながらも小規模且つ盛んな近代工業への変貌。
  - (2) 階級分解ないし階級構成の変化、すなわち労働力の農村から都市への流出、また後者から前者への還流という労働移動の過程を媒介として、貧農(peasant farmer), 伝統的な都市貧民(urban traditional poor), 無給の家族従業員(unpaid family workers)などの、近代的被雇用者への変化、などである。
- 鳥居氏の報告で特徴的な点は、以上にみるような

工業化とともに起る諸変化、とりわけ階級間の、対立緊張の、政治的な反対運動との関係を以下のように把握している点である。

「独裁的な国家権力にたいする政治的な反対は、一見、工業化の程度とは無関係であるように見える。しかしながらわれわれが、もし仔細に検討するならば、これらの一見独立の現象とみられる緊張も、工業化とともにますます増大し複雑化することがわかる。」<sup>(7)</sup> この点は、きわめて重要な指摘であって、次のフラド女史の報告における問題点の強調と一致する点であろう。

報告者は、(日本を例外として)アジア諸国を、シンガポール、台湾、マラヤおよび韓国のように、国民所得を急速に増加させつつある「新工業国家」と、フィリピン、タイ国、インドネシアおよびインドなどのいわゆる「発展途上国」に分けて比較検討し、全体としての国民所得および生産性の伸び率および雇用状況を分析し、とくに工業人口が人口全体の2.5パーセント以下といわれるタイ国について、大体つぎのような分析を行っている。すなわち、近代工業が労働力を吸収しないにもかかわらず、タイおよびインドネシアにおいては農村⇄都市を往復する人口の流動的形態が支配的であり、しかも都市の伝統的な、すなわち都市に定着している人口の大きさは、全都市人口の80パーセント以上に達するという。<sup>(8)</sup>

要するに、アジア諸国の総人口は、(1)約80~90パーセントが農村人口、およそ10パーセント内外が伝統的な職業に固着する人口であり、近代工業に働く労働者はわずかに2~3パーセントにすぎないという。<sup>(9)</sup> また雇用構造としては、過剰な労働力人口と近代工業に適合的な熟練労働者の不足、こうした労働市場の特殊性が、社会的衝突や労使関係における緊張とどのように絡み合っているかが重要な問題となる。報告者は結論的に、アジア諸国における社会的緊張と労使紛争について研究する場合、(1)アジア諸国における工業化の成否は、工業化の結果であるのみならず、その規制要因(regulating factors)である社会的緊張の解決如何にかかわっている。(2)近代産業部門における緊張と紛争は、農村および都市の伝統的な部門における緊張の激化に影響をあたえ、とくに後者の場合はしばしば顕在化する、(3)工業化の進行とともに、緊張の数量的増

注(7) Ibid., p. 9.

(8) Ibid., p. 16.

(9) Ibid., pp. 16~17.

## アジア地域における労使関係の現状

加およびその性格の一層の複雑化がみられる。

報告者は、多くの統計や図表を掲げてこれらを例証しているが、とりわけ1973年以後の、東南アジア諸国における労働争議の急激な増加傾向について、(1)争議件数は工業化の程度に正比例する。(2)強力な政権の、争議にたいする抑止力がそれを減少させる。(3)1974年の韓国、1973年のシンガポール、1971年のマラヤおよび1973年のタイ国のように、工業人口の増加傾向が低下するとき、争議が激化した等々である<sup>(10)</sup>。以上のような鳥居氏の東南アジア全般に亘る労働争議の分析が、スコウヴイル氏とは対照的に、資本主義の発展段階と政治状況との関連のなかで把握されている点が特徴的であるとすれば、第3報告者フラド女史の報告はまことにフィリッピンにおける労使関係をとりまく状況のきびしさ、とりわけ、労働者階級の生活状態を明確に分析し、また熱情的に訴えることによって会議出席者に感銘をあたえた。

彼女はまずその「序言」において、本来、工業化は、労働者の生活水準の向上に結びつくべきであるのに、逆にそれは農村共同体から農民を遊離させて賃労働者化し、労働者から安定を奪い、彼らの困窮と苦難を増大させていると鋭く指摘する。このような告発的な発言は、今迄の報告にはみられなかったところであり、私は強い衝撃をうけた。彼女のこの報告における主眼は、(1)急激な工業化の淵に臨むフィリッピンの雇用状況、(2)農民の農村共同体からの遊離と、その彼らの生活にあたる影響、(3)工業化が働く人々にあたえる有害な結果をいかに減少させるか、の諸点であり、それらを製糖業、衣服および電機産業に焦点をあてて明らかにしようとするものであった。

彼女の第1の問題、すなわちフィリッピンの雇用状態については、1971年、失業者、半失業(under-employment)者は、全就業者の25パーセントに達し、現在もこれより少ないと信ずき理由はほとんどないという<sup>(11)</sup>。

しかしもっとも注目すべき現象は賃金と物価の関係で、首都マニラにおける消費者物価指数は、1972年を100とすれば、1966年は66.4であったものが1978年

には実に210に達するという猛烈なインフレーションの進行状態であったのにたいし、やはりマニラにおける熟練および不熟練労働者の実質賃金による購買力指数は、1972年を100とすれば、1966年には104.8であったのにたいし、1978年には70~60と急速な下落を記録したという<sup>(12)</sup>。結論的に云えば、相対的により多くのフィリッピン家族が、1961年よりも1971年において、国民所得のより少ない部分をうけとるといふ、まさに絶対的窮乏化の状態にあったことになる。

しかしこのフラド女史の報告において非常に印象的であったのは、彼女が、フィリッピンの現下の政治状況を大胆に分析し、いわゆる軍事政権下における労使関係および労働者状態の未だ触れられなかった部分にふれたことであり、出席者は報告内容の質の問題はともかく、この会議のどの報告よりも深刻な衝撃をうけたのではないかと思う。

1972年、戒厳令の布告以来、政府はフィリッピンの産業基盤を充実し、外国との競争力の強化および外貨の蓄積を目的として、二面的な政策を展開するに至った。すなわち、ペソの対ドル平価切り下げを強行することによって外国資本の流入を容易にし、産業資本の育成に努力を払う一方、労働者にたいする弾圧を強化したことであった。そして他方において、最低賃金法の制定や医療保障を中心とする社会保障充実の政策が急速とられたが、国民経済の危機は、実質賃金の低下をくいとめることができなかったという<sup>(13)</sup>。

以上のようなフィリッピン国民経済にたいする一般的な考察の下に、彼女は、(1)製糖業、(2)国営企業、(3)衣服、電機産業、および(4)非工業化部門について、まず労働者状態の観察を行っている。

世界的な好景気に支えられて、1960年代は、製糖業の絶頂を記録し、とりわけ1974年、ヨーロッパの砂糖大根の栽培(sugar beet crop)が未曾有の不作を体験し、このため砂糖価格は1ポンドあたり12セントから65セントに急騰するというまさに「黄金時代」を迎えたのであったが、その後、オイル・ショックを契機とする大不況の到来とともに、1975年には36セントに急落するに至った<sup>(14)</sup>。しかも1976年1月には実に16セント

注(10) Ibid., p. 23.

(11) Elsa P. Jurad, Social Tensions and Industrialization: Observations of Condition of Employment of Phippino Workers in Some Industries, p. 4.

(12) Ibid., p. 3.

(13) Ibid., p. 7.

(14) Ibid., P. 8.

という壊滅的打撃をうけるに至った。そして報告者は、この結果は、労働者にたいする犠牲となって現われたというのである。

砂糖キビの他の穀物への転作が奨励されたにもかかわらず、技術の不足と市場の不安定のために成功せず、一方、製糖業における機械化にともなう失業者の増大が激化化した。こうした民間産業の状態に比較して、国家管理部門の製造業、鉱業、商業、運輸、通信業、サービス部門では、その矛盾はより拡大した形をとって現われる。

雇用の拡大をはかるために行われた1972～76年までの「4ヶ年発展計画」によって、外国資本への依存は深められたが、資本不足に悩むフィリピン経済は、資本集約的というよりは、多くの労働力を必要とする、いわば labour-intensive な産業の助長政策の下で、国内および世界市場にたいして、低賃金労働による生産物の輸出増加が国策として強調された。<sup>(15)</sup> 国家管理企業は、一般に民間産業よりは高い賃金が支払われていることになっているばかりでなく、組織化も進み、国家管理産業の62パーセントは労働組合をもっていた点に、民間産業とは異なる特色をもつ。

報告者は、労使緊張の原因は経営側の態度に帰せられるとし、とりわけ日本人経営者の労働者福祉への無関心な態度があげられている。

つぎに衣服産業であるが、1978年現在、1,000企業、従業員500,200人のうち、180はマニラ、12企業はバターン半島に集中している。すなわち従業員は、200,000人がマニラの企業、300,200人が家内工業に従事しているという。問題は、賃金の支払形態で、マニラおよびバターン地区の労働者は日払い賃金 (daily wage)、その周辺は出来高払い (piece-work) で、いうまでもなく、出来高払いの方が安い。そして後者は日払い賃金労働者の交渉力を崩すために国家管理企業によって利用され、賃金を切り下げるための緩衝体となるという。また日払い賃金労働者にたいしては、「仕事の割当制度」(quota system) が採られ、低賃金を推進するために、企業のなかには、徒弟期間と称して、6ヶ月以上にわたって、6ペソという異常な低賃金を強制するところもみられた。<sup>(16)</sup>

また電機産業の状態もひどく、雇用の不安定は、外国市場の不確実性によって一層刺戟され、大量の一時

解雇が慢性的な状態になっているという。平均11～13ペソという低賃金政策を維持するために、独身女性が多く雇用され、衣服産業と同じく、しばしば、徒弟制度や見習期間を延長する政策がとられ、永続雇用を保障せず、不況期には一時解雇、そして好況期には臨時雇用し、結局、“permanent casual”の状態におかれる。

国家管理企業の賃金は、民間企業より上廻るとはいえ、政府の最低賃金をわずかに超す程度であって、TNC (国家管理企業の略称) の組織率の高さは、組合員が圧倒的な大多数を占める臨時労働者 (casuals) ではなく、永続雇用の労働者であることによっている。しかも労働組合はストライキ権を剝奪され、労働条件改善のためのストライキですら、指導者は、軍法会議にかけられるという状況である。このほか報告者は、工業化の犠牲となって農村から流出し、しかも都市において行商人や市街清掃人などの雑多なしかも不安定な職業にしか就けない人々についてのべているが、結論として彼女が大胆に提起している問題は深刻である。

「産業が私的利益を追求するように組み立てられている社会においては、経済的発展の結果は、生活の面での大きな不均衡、階級的不平等の深刻化、低賃金、完全失業である……。このために何もなされえないのであろうか。決してそうではない。それとは逆に、このような社会的緊張の原因を絶滅することはできないまでも、少なくとも減少させる努力がつけられねばならない。しかしながらこれらの努力は、たんに政策を変更することだけでは駄目で、これを超えなければならない。それはつぎのような仕方では、社会構造の修正 (the modification of the social structure) を目指さなければならない。すなわち人民の大多数をしめる人々を構成する労働者が、対抗して政治的および社会経済的権力を獲得することである。これには、民衆の支持を得て、強い国民的指導性の遂行の下で、国民による政治的な意志の行使を必要とするであろう。<sup>(17)</sup>」

この最後の「結び」は、フラド女史の思想が物語られており、興味深い。参加者に深い感銘をあたえたが、しかし労働者状態については多くのことが語られたにもかかわらず、労使関係および社会的緊張との関連については充分ではなかったような気がする。

つぎにウォーリック大学のジョセフ・イングラント

注(15) Ibid., p. 12.

(16) Ibid., p. 16.

(17) Ibid., pp. 24～25.

教授の香港の労使関係についての報告が行われたのであるが、これについて、ここで紹介する余裕がないのは遺憾である。フラド女史の報告に密接な関連をもち、さまざまな面で対照的なラモス氏 (Elius T. Ramos) の「フィリッピンにおける産業平和の模索」について紹介したい。

ラモス氏の報告は、フラド女史の報告が、労働者状態を中心にしていたのにたいして、労働運動および労使関係についてかなり詳細に問題点を指摘している。

フィリッピンにおける労使関係の歴史は、1936年の労使関係裁判所 (Court of Industrial Relations) が建設されたときにはじまり、それは労働組合の登録と強制仲裁制度を前提として、借地農および製糖業労働者の争議を禁止することを目的としていた。

第2次大戦後、1953年、産業平和法 (Industrial Peace Act……IPA と略称) の制定によって政治的な影響を強くうけた労働運動が、産業不安の原因となることを察知した政府は、これを抑制するために、非農業部門の労働者の組織化を奨励することによって、団体交渉制度の樹立を中心として、いわばアメリカ型の組合の普及による、安定的な労資関係を確立しようとした。こうして1953年から72年までの労働運動の模索の時代がはじまるのであるが、この時期、IPAは二つの面でフィリッピンの労使関係に影響を及ぼしたという。すなわち、(1)都市労働者組織化への貢献、(2)(1)とならんで団体交渉制度および労働協約の慣行としての定着、これであった。

報告者はここで、農業労働者にたいして団結権を保障しなかった政府の労働政策には何もふれていないが、実はこの点がひとつの大きな問題ではないだろうか。

IPAはしかし争議を根絶しえないばかりか、組織率の増大が労働争議を増大させ、たとえば1953年にはわずか13件にすぎなかったものが、1971年には157件と、10倍以上も増加し、ストライキ活動は、日本やインドよりは低い、アジアのどこの国よりも高いという現象によって特徴づけられるという<sup>(20)</sup>。問題は、労使関係政策の点で政府と経営者との間には、感覚的なズレがあることである。社会不安に直接つながるような争議

を極力回避し、「健全な」労使関係の発展を期する政府と、団体交渉に象徴される労使対等の原則を認めようとする経営者との矛盾、これは不断の労使紛争の火種となっている。また企業の中で複数の組合が競合的關係にある場合には、経営者はこれに乗じて不熟練・半熟練労働者を動員してストライキ破りに利用するため、労使関係を悪化させている。

こうした背景とは逆に、労使関係が成功している例として、1960～70年代に、木材、鉱山、砂糖製造などにおいて平穏な労使関係が出現しているが、他方、運輸、航空、バス、鉄道、水道公社などははげしい暴力的な紛争に巻き込まれ、ストライキ続行中これを運営するために、陸軍の技術部隊が導入されることがあったが必ずしも成功しなかったといわれる。そのほか1968年、「フィリッピン政府関係従業員協会」の指導により、公務員が戦闘的となり、69年にはマニラの公立学校の先生の、大量職場離脱があり、さらに1970～71年には、公務員は、民間労組、「フィリッピン自由労働組合連盟」(Philippine Association of Free Labour Unions) および「全国労働者連盟」(National Association of Workers) との協同の下に戦闘性を強めつつあるという<sup>(22)</sup>。

こうした情勢のなかで、政府の労働者のストライキ抑制の動きが活潑となり、フィリッピン議会は1968年、重要産業すなわち、電気、水道、運輸および銀行の従業員からストライキ権を奪おうとしたのであって、1972年、戒厳令の発布とともに、労使関係は重大な局面を迎え、とくに政治的色彩をもつストライキは、軍隊によって弾圧されるに至った。その結果は、1974年、基本的には労働立法と社会立法との複合同もいうべき「労働条令」が、労働時間、全国的最低賃金、超過労働時間手当および安全要求 (safety requirement) などを規定することとなった<sup>(23)</sup>。

この「労働条令」の発布は、労使関係に一転機を画するものであって、労使協調的な産業別ラインによる上からの全国組合の結成への動きがたかまるとともに、1953～72年の CIR よりもはるかに広汎な権限と裁判権をもち、議長を含む3人の政府代表委員、雇主およ

注(18) Elias Ramos, The Quest for Industrial Peace in the Philippines, p. 2.

(19) Ibid., p. 3.

(20) Ibid., p. 4.

(21) Ibid., p. 6.

(22) Ibid., p. 6.

(23) Ibid., p. 8.

び組織労働者より派遣された各2名の代表者から構成される「全国労働関係委員会」(National Labor Relations Commission)が仲裁機関として設置された。

以上のような労使関係の変化にたいして、政府の労使関係政策に敏感な一般の民間組合の指導者は、上からの政府主導の労働運動の再編成に反対する動きを示したのであった。1975年、政府の歓迎の下にフィリピン労働組合総評議会(TUCP)が結成された。しかし13の連盟(federation)はTUCPに入らず、他の独立の連合体(confederation)をつくらうとした。このように、フィリピンの労使関係は、現在、困難な時期を迎え、複雑な様相を呈しつつあるという。とりわけ、報告者が結論の部分において、「強制仲裁と団体交渉の制度化のメカニズム、すなわちアメリカ型は失敗した」とのべているのは印象的である。この表現は、フィリピンの風土を無視した労使関係の強制は無理を伴うことを暗示しているかにみえる。

フィリピンにおける伝統的な社会構造、その農村的な共同体的思考が、西ヨーロッパ的な労使関係を無条件にうけいれるものではないということかもしれないし、職業的な学校教育をうけた労働貴族的な指導者とブルー・カラーの指導者との対立も明白である。それらは、政府の支持の下に国家管理企業を中心に産業別労働組合の方向と土着的な第一次産業中心の地方労働組合の連合体との対立でもあり、労働戦線の対立はきわめて深刻化しているといえよう。

最後に筆者は、経営参加問題についてふれた特異な報告、ヨハネス・シュレグレ氏の「アジア諸国の社会経済的發展における労働者参加」について意見をのべることによって、この「学界展望」を終りたいと思う。

Schregle氏は、ジュネーブ所在のILO、労使関係および労働管理部の主任であり、アジア関係の労使関係にかんする研究者として知られている。彼はまず、アジア諸国における最近の労使関係の発展について、つぎのような整理を行っている。

(1) パキスタン 三者構成の労働会議(Labour Conference)によって「国民労働委員会」(National Labour Commission)が1978年に設立され、1名の議長と労使各2名の代表から成る。

(2) インド 労使関係法の成立が目下の焦点である。

(3) ネパール 総合的な労働立法の整備にむけて準備中。

備中。

(4) スリランカ 1978年の白書にもとづく労働関係政策の展開、企業単位の従業員委員会(employees' councils in enterprise)の設立。

(5) バングラデシュ 三者構成の「労働諮問委員会」(Labour Consultative Committee)の再建。

(6) インドネシア 企業レベルの団体交渉の方向。

(7) マレーシア 1969年から労使関係法の制定、公務員の争議を禁ずる工業裁判所(Industrial Court)の決定にたいする組合の反対にたいして、公務員業務法廷の設立。

(8) シンガポール 1960年の労使関係法、1972年には全国賃金審議会の設立、また全国生産性局(National Productivity Board)による生産委員会の設立。

(9) フィリピン 1974年、Labour Codeの発令、仲裁裁判所の設置が問題。

(10) タイ 1975年、労働関係法の発布、労使組合は単一の労働組合連盟をつくらうとしている。

(11) ホンコン 1975年、新労使関係法によって、労使関係制度の立法的な基礎がおかれた。

(12) 韓国 1953年に立法化された労使関係法の問題点は、企業内交渉と産業別交渉および労働者の経営参加である。

(13) フィジー 1973年、三者構成による労働諮問委員会(Labour Advisory Board)による「労使関係実施要領」(Industrial Relations Code of Practice)の制定。

(14) バプア・ニューギニア 1967~71年、「労使関係法」の制定。

(15) ビルマ 労働者個人の任意の参加による全労働者の組織としての「人民工場委員会」(People's Works Cormcil)の設立。

(16) 日本 公務員(24)の争議権の問題、終身雇用、年功制の問題、企業別組合。

さすがは、ILOの専門研究員だけあって、アジア地域の労使関係のあらゆる問題をきわめて簡潔に概観しているが、この報告における報告者の狙いは、「労使関係におけるアジア的特徴」の把握である。一般にアジア諸国の労使関係は、アメリカ合衆国およびイギリスの影響下に発展の歩みを辿ったのであるが、報告者の力点は、労使関係において急速な経済的發展および加速的に増大しつつある工業化の必要と、アジア的な

注(24) Johannes Schregle, Worker Participation in the Socio-Economic Development of Asian Countries, pp. 3~5.

## アジア地域における労使関係の現状

価値、伝統、態度および行動様式を失わずにもってとの必要性、この両者をいかに調和させるか、ということであった。<sup>(25)</sup>

シュレグレ氏の報告およびそのレジュメにおいてきわめて特徴的であるのは、彼がヨーロッパの労使関係にはみられないアジア独特の「調和」(“harmony”)を強調していることである。即ち、彼は、英語でいうところの“harmony”は、アジア的概念としての<sup>(26)</sup>“harmony”を正しく表現することができないという。何故なら、英語のそれとは違って、アジアの“harmony”は、倫理的もしくは道徳的な価値ではなくて、ひとつの思考方法(a way of thinking)あるいは心的態度(a state of mind)であるという。そしてその具体的なあらわれを、労働組合は政府を発展におけるpartnerと考えるという点に求める。その結果、Industrial harmonyと労働争議とは相互に排除するものではないという。

ヨーロッパの労使交渉においては、政府はあくまでも労使双方の外部にとどまろうとするのに反し、アジアでは積極的な介入が求められる。そして経済的発展の必要上、協調と強制仲裁が慣行し、労働組合もこれを受け入れる。もちろんこの背景には、外資導入の必要ということもあるが、アジア諸国の場合は、政府の介入が、団体交渉の抑制となるかそれとも助長となるか明確に決定することはきわめて困難である。

報告者は、この「政府の介入」にかんして、アジア諸国の労使関係においてみられるひとつの弱点として、「過度の合法主義」(excessive legalism)をあげ、これを避けるのに成功したのは日本であると主張してい

る。日本の労使関係が裁判上の訴訟問題に発展する例が少ないことを意味しているようである。団体交渉、調停および仲裁機構、労働者委員会のような労使関係の場が、ヨーロッパにおいては、制度的側面が重視されるのにたいし、アジアではこの制度の背後にあってこれを支える人々の態度(attitudes and patterns of behaviour)が重要であり、その研究が労使関係の理解のために不可欠であるという。<sup>(27)</sup>アジア諸国は、それぞれ個性と特質とをもつが、ひとたび西ヨーロッパと比較するならば、アジア自身として共通のものをもつのである。

報告者の、アジアの労使関係における日本の重要性についてのべているところを要約すれば、つぎのようになるであろう。

- ①発展した技術と伝統的価値とをどのように結びつけるか。
- ②日本の労使関係において、日本的なものやアジア的なものは、どのように結びついているか。
- ③年功制をはじめとする日本の制度や慣行が、アジア諸国にとってどの程度受け入れられるものであるか。

シュレグレ氏は、日本の企業内労使関係をすでに事実上の「経営参加」のアジア的形態として評価し、このなかに、西欧の労使関係が見出しえなかったもの、しかもアジアの労働者階級がまさに見出すべきものを求めているかのようなようである。やや楽観的な論調ではあったが、またアジアの政治情勢にもとづく社会的緊張を無視しているのは欠点であるが、印象に残る報告のひとつであった。

(経済学部教授)

注(25) Ibid., p. 6.

(26) Ibid., p. 8.

(27) Ibid., p. 15.